



様式第 6 号

公文書非公開決定通知書

指令原第 150 号

令和 5 年 5 月 15 日

新海 聡 様

島根県知事 丸山 達也



令和 5 年 5 月 2 日付けで請求のあった公文書の公開については、島根県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことを決定しました。

公文書の件名	中国電力社長が 2023 年 4 月 14 日に島根県庁を訪問した際の面談時の島根県側配付資料
公開しない理由	公文書公開請求に係る公文書を管理していないため ☐ 保存期間の経過により廃棄したもの ☒ 作成していないため ☐ 取得していないため ☐ その他 配付した資料はなかったため、当該公文書は存在しない。
担当課等	防災部原子力安全対策課原子力総務係 電話番号 (0852) 22-6059
備考	
注意事項 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取り消しの訴えをする場合は、この決定があった日の翌日から起算して 6 箇月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります)、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、この決定の取り消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることや決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。	

様式第 4 号

公文書公開決定通知書

指令原第 1 5 0 号

令和 5 年 5 月 1 5 日

新海 聡 様

島根県知事 丸山 達也



令和 5 年 5 月 2 日付けで請求のあった公文書の公開については、島根県情報公開条例
第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することを決定しました。

公文書の件名	中国電力社長が 2023 年 4 月 14 日に島根県庁を訪問した際の 面談時の記録、面談内容が分かるもの
公開の日時	送付による
公開の場所	送付による
担当課等	防災部原子力安全対策課原子力総務係 電話番号 (0 8 5 2) 2 2 - 6 0 5 9
備考	1 別添の納入通知書により、公文書の写しの作成代（複 写料）を島根県指定金融機関等において納付してくださ い。 2 公文書の写しの郵送に要する費用の額に相当する郵便 切手を、1 で納付した納入通知書の領収書と同封の上、 県政情報センター（〒690-8501 松江市殿町 1 番地）まで 送付してください。 到着確認後、領収書の返送及び公文書の写しの送付を させていただきます。
注意事項	